

予算常任委員会議事録

(令和4年9月29日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年9月29日(木) 午後 1時00分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 森田 忠彦 副委員長 藤井千代美
委員 斧田 秀明 建石 良明
西田いく子 辻本 博之
村井 浩二 中村 直幸
山田 強
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史
教育長 勝良 憲治 総務財政課長 辻本 知也
政策総務部長 小角 孝彦 観光産業課長 小路 展裕
まちづくり推進部長 村上 正規 いきいき健康課長 堀内 孝茂
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第43号 令和4年度太子町一般会計補正予算(第6号)

午後 1時00分 開 会

○森田委員長 皆さん、一般質問の後、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 予算常任委員会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、午前中のお疲れのところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に追加で付託された案件でございますが、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）の1件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○森田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は補正予算案件が1件でございます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題といたします。

順次、説明を求めます。

○小角政策総務部長 それでは、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6千789万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億7千987万7千円とするものでございます。

それでは、政策総務部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1億3千万円の増額。事業別

区分12の基金積立事務事業、補正額1億3千万円は、24節積立金、ふるさと太子応援基金積立金で基金への積立金を計上しております。

10目企画費、補正額6千500万円の増額。事業別区分4のふるさと太子応援基金寄付金事業、補正額6千500万円は、12節委託料でふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁をお願いいたします。

18款、1項寄付金、1目指定寄付金、1節ふるさと太子応援基金寄付金1億3千万円の増額で、ふるさと太子応援基金寄付金でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金6千702万9千円の増額で、財源調整として予算措置するものでございます。

以上が、政策総務部が所管します補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。

補正予算書の8頁、9頁をお願いいたします。

頁中ほどの4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額7千289万1千円の増額、事業別区分1、予防事業の495万8千円の増額は、この冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの併発による高齢者の重症化予防と医療機関の逼迫を防ぐ目的に、高齢者等のインフルエンザ予防接種の際に必要な自己負担額1千円を無償化するために必要な費用に加え、無償化に伴い接種者の増加が見込まれることから、12節委託料のインフルエンザ予防接種委託料を437万7千円増額いたしております。また、同じく新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えると共に、受験機会の逸失を防止することを目的として、中学3年生及び高校生へのインフルエンザワクチンの接種費用に対して3千円を上限に助成を行うため、事業案内等の郵送料として、11節役務費の郵便料を4万1千円増額いたしているほか、18節負担金補助及び交付金のインフルエンザワクチン接種費用助成金を54万円増額いたしております。

次に、事業区分10、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の6千793万3千円は、1・2回目接種、いわゆる初回接種を完了した12歳以上の全ての住民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種と5歳から11歳を対象とした小児用ワクチ

ンの3回目接種の実施が国において決定されたことを受け、このようなワクチン接種に要する費用を増額するものでございます。

補正予算の内容といたしましては、10月以降も引き続き開設いたしますコールセンター業務等に従事する会計年度任用職員に要する経費として、1節報酬の会計年度任用職員報酬382万2千円及び4節共済費の社会保険料39万8千円などを増額いたしております。また、国の予防接種後の健康被害救済制度に基づく申請が提出された際に、その健康被害について審議する予防接種健康被害事故調査委員会に係る費用として、7節報償費の予防接種健康被害調査委員報償費2万8千円などを増額いたしております。更に、10節需用費の印刷製本費33万円は接種券の郵送料封筒などの印刷代、11節役務費の郵便料110万7千円は接種券の郵送代でございます。

次に、12節委託料6千207万1千円のうち電算機器・プログラム変更委託料55万円は、オミクロン株対応ワクチン接種開始に伴う接種回数の変更やそれに伴う国のワクチン接種記録システム（VRS）との連携に必要な改修を住民の予防接種記録を管理いたしております健康管理システムに対して行うものでございます。このほか、本町住民が他市町村でワクチン接種を受けた際の費用請求に係る国保連合会に対する事務委託料66万円のほか、医療機関等に支払う予診やワクチン接種に係る費用である予防接種委託料を5千82万円増額いたしております。また、12歳以上の方への集団接種に要する費用として、集団接種会場の運営委託料729万1千円や、予約電話が集中する接種券発送直後のコールセンター業務に対応するため、オペレーター等の増員に要する経費としてコールセンター業務委託料38万5千円を増額いたしております。更に、現在、小児科専門医がいる医療機関で個別接種を行っている小児用のワクチン接種に関しては、成人に対する予診で行う予診票の確認や問診、検温に加えて、聴診や触診等を行うなど、成人に比べてより丁寧な健康観察を行うと共に、保護者等に対して、より十分な説明や相談に応じる必要があることから、小児ワクチン接種説明相談業務委託料77万3千円を増額いたしております。

なお、本補正予算による今後の新型コロナウイルスワクチン接種の予定でございますが、12歳以上の方へのオミクロン株対応ワクチンの集団接種につきましては、現在、富田林医師会と出務医師の調整や日程等について協議を進めており、4回目の接種となる60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの18歳から59歳の方、医療従事者を優先して、インターネットまたはコールセンターでの電話受付で10月11日から予約を受け付け

る予定といたしております。また、町立万葉ホールでの集団接種の日程につきましては、10月27日木曜日を皮切りに、以降11月、12月はそれぞれ土曜日、日曜日を中心に3日間開催する予定で、関係市町村及び富田林医師会と協議を行っております。

一方、1・2回目接種につきましては引き続き従来型のワクチンによる接種となるため、これまで12歳以上の方への1・2回目接種については金剛病院において接種を行っていましたが、10月5日から4回目の接種となる60歳以上の方や18歳から59歳の基礎疾患をお持ちの方のほか、医療従事者の方を優先してオミクロン株対応ワクチンの接種についても開始することとしており、予約につきましては10月3日からインターネットまたはコールセンターでの電話受付を開始することとしております。更に、5歳から11歳までの小児への接種については、富田林医師会管内の小児科専門医のいる医療機関で、3回目追加接種を含めて、引き続き実施することといたしております。

なお、ただいまご説明いたしましたオミクロン株対応ワクチンの今後の接種予定でございますが、金剛病院での10月5日からの開始は決定いたしておりますが、集団接種の日程につきましてはあくまでも現時点での予定であり、今後の協議により変更される可能性があります。最終的に正確な日程が決定いたしましたら、改めて議員の皆様にはお知らせさせていただきたいと考えておりますので、引き続き円滑な集団接種の実施にご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、歳入でございます。

1頁へお戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

頁の一番上、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額5千82万円は、医療機関等に支払う予防接種委託料に対する負担金で、1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を5千82万円増額いたしております。次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額1千711万3千円は、ワクチン接種に要する経費のうち予防接種委託料以外のコールセンターや集団接種会場の運営に必要な経費に対する補助金として、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を1千711万3千円増額いたしております。

続きまして、16款府支出金、2項府補助金、3目衛生費府補助金、補正額292万9千円の増額は、高齢者へのインフルエンザワクチンの無償化に要する経費に対する補助金で、接種見込者数2千929人分として、1節保健衛生費補助金のコロナ拡大期インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金を292万9千円増額いたしており

ます。

議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○森田委員長 ただいま歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○建石委員 これはコロナとインフルのワクチンなんですけれども、例えばこれの間隔、コロナを打ってインフルのワクチンを打つ間隔はどういうふうになりますか。

○堀内いきいき健康課長 今ご質問がありましたのは、新型コロナワクチンと季節性インフルエンザワクチンとの接種間隔についてのご質問かと思えます。

この間隔につきましては、現在、同時接種が可能とされておりますので、同じ日に同じタイミングで、医師の判断で打つということは可能となっております。

○森田委員長 ほかにありませんか。

○村井委員 コロナウイルスとインフルエンザウイルスのワクチンということなんですけど、コロナウイルスの交付金がいろいろあったかと思うんですけど、直接関係はないかと思うんですけど、住民さんのほうから、太子町がいろいろ行事、イベントの中止という判断の中で、ちょっと慎重過ぎるのではないかという声があちこちから出ているんです。太子町が主催している事業、そうではない事業とかいろいろあるかと思うんですけど、シーズンの言うたら、南河内、特に南大阪、泉州ではお祭りシーズンで、それいけどんどんでやっておられるところもあるのを間近で見てきたときに、太子町として慎重過ぎるのではないかと。そのところで、今、国から予算措置されています交付金を活用しつつも、住民さんとのコミュニティの場、もしくは式典、行事を開催していくというところにこれはもちろん活用していかないといけないと思うんですけど、その辺のところの今のお考えがあれば教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 今、委員がおっしゃられたとおり、行事が中止になっているところもでございます。その中で、役場だけが中心となってやっているのか、また、そうでもない、団体さんが中心になってやられているというのもございます。その辺、役場と団体が話し合いをしまして、その中でどういうふうに進めていくか、今回は中止にしよう、その辺はコロナの感染状況等を見て決めていることになります。その中で、開催

するのであればどういうふうな対策をやっていくかとかいうのも含めまして、今後、これからまた冬場になって感染状況がどうなるかという部分もあるとは思いますが、その辺も含めまして、実施団体等と協議しながら、実施していくかどうかというのは決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 もちろん感染予防をしてということは第一だと思うんですけども、国の動向も、ウィズコロナ、アフターコロナでコロナと一緒に、来月からは旅行関係もやっていくということが発表されましたし、やっぱりそういうところも国の地方創生臨時交付金を活用しつつ、もちろん防止もそうやけど、住民さんの式典なり行事なりを進めていくということも必要やと思うんですね。それが本当の交付金のもう一つの側面ではないのかなというところがあると思うので、そういう事業のところでも中止、中止と行政防災無線から流れてくるのがこのシーズンになってまだあるのみたいなことがあったので、その辺も考慮しながら進めていただきたいと思います。

続けてなんですけど、よろしいでしょうか。

ふるさと納税のところなんですけど、今年は当初予算で寄付金1億円、事業委託金が5千万円ですか、予算を組まれて、ここでまた1億3千万円ですか、それで6千500万円という予算なんですけど、これは、去年、令和3年度に比べても予算以上の寄付金が見込まれるということが予測されているのでしょうか。

○西本秘書政策課長 ふるさと納税の補正額のご質問です。

本来、今、委員がおっしゃっていただきましたように、当初、1億円で組んでおりました。当初が甘かったと言われればそれまでかも知れませんが、コロナでの、年度が替わりましてから今までのふるさと納税として頂く寄付の額が当初に想定していたよりもちょっと多く、このまま、通例、過去の例でいきますと年末に寄付金のピークに達していくわけなんですけれども、そこを見越す中で、要するに1億円では予算として不足するということで、今回、急遽、このような追加の補正にさせていただきました。

私どもとしましては、その要因を分析しております。令和3年度、ちょうど11月、12月でしたか、ポータルサイトを1つのサイトから4つのサイトに増やさせていただいた、また、企業版ふるさと納税という仕組みも今年度に入りましてから創設させていただいた、それと、太子町のふるさと納税の寄付金として賛同いただける企業さん、また企業さんからの返礼品の種類等が増えてきた、そういったことが私どもとしましては

いい方向に向きまして、その結果、当初想定していたよりも、今のままでは予算が足りないということで、今回、増額させていただいたところでもありますので、よろしく願いいたします。

○**村井委員** 私も、今現在ある太子町の返礼品、高額なところでいったら健康関連の電気器具といったところが、ふるさと納税の各サイトを見ても、ベスト5が並んでいる中にベスト3、ベスト4ぐらいまでそれが並んでいるというのは確認したんですけど、これも、読みが甘かったと言われたら、それはそうですかとならないと仕方ないんですけど、私としては、コロナ禍で国民の皆さんが健康志向、どうしても自宅にいる時間が延びる、いることが多い、その中でいかに健康に過ごすかというところで、住民さんがウォーキングしたり、いろいろ自分の体力維持のためにと。それと、やっぱり自宅にいながらでもそういう健康器具、健康食品を使って、コロナ禍でプラスの影響が大いに反映しているのではないかなというところもあると思うんです。そこは中々読みづらいところもあったかと思うんですけど、1つの実例としては、奈良県の奈良市がコロナ禍における公営ギャンブルの売上げがすごく伸びたと。売上げが伸びると同時に払戻金も、やっぱり予算組みしてやらないと、売上げするけど払い戻しませんということはできないのでね。これは、逆に言うたらコロナ禍の影響に起因する、うれしい悲鳴ではないですけど、売上げがすごい伸びたみたいなの、やっぱりそういうのもプレス提供されていますし、太子町としても、そんな下を向いていることではなくて、これだけ注目してもらって、多くの寄付を頂いているというのは、やっぱりマスコミもうまいこと使いながら、来年、再来年のふるさと納税のPR、宣伝にもつながったらいいかと思うので、その辺の戦略もしっかり考えてもらいますようお願いしておきます。

○**森田委員長** ほかにありませんか。

○**西田委員** ふるさと納税ですけれども、もらうものが増えることはうれしいなと思うんですけども、これって、既に当初の予算を超えちゃっているということなんですか。

○**西本秘書政策課長** 当初、1億円に対しまして、今、4千480万円ほどの寄付を頂いております。

○**西田委員** それは、やっぱり健康というか、マッサージが多いんですか。この時期に割に増えたというのであったらブドウとかもありますよね。今だから増えたというようなことはないんですか。

○**西本秘書政策課長** 去年との違いは、マッサージ、健康器具の商品は依然として多いで

す。その中でも、先ほど申しあげましたように、事業者さんが返礼品としてご提供いただいております中で、去年とはまた違った種類の商品が出てまいりまして、それが今回は、結構、数を占めておるといふところになります。

○西田委員 そんな中、補正予算が、同じ3月議会であったら3月議会のうちにも最初に出てきて、真ん中に出て、最後にも出てくるような補正予算の出方が、コロナ禍の中ですごく増えたんですけれども、改めて、ワクチンは急ぐでしょう、インフルエンザもそうでしょうと思うんですけど、4千480万円ということはまだ隙間があるではないですか。そういう意味では、今でないとは駄目だったんですか。太子町でいけば10月には臨時会もありますし、このペースでいって、まだ隙間があるんだったら12月当初で補正を出してもいいですし、そこでちょっとしんどくなったら、もらったお金に対することの足らず分ですから専決もあってもいいかなと思うんですが、それを議論した上で、でも、今でないとは間に合わないということなんですか。

○西本秘書政策課長 その議論をした上でのことです。そして、今、具体的にどういうふうなことを想定しているかということですが、例えば先ほども委員がおっしゃったマッサージといいますか、健康器具、例年多かったのが敬老の日、そういった日をきっかけにしまして増えておるといふ、そういうふうな実態もございます。この9月を過ぎまして、10月、11月、その辺が比例の状態が上がってぐっと伸びるといふところも想定しております。それと、昨年と異なりまして、先ほども申しあげました、ホームページのサイトが1サイトから4サイトに増えた。それが、4サイトに増えて、ちょうど1年間の検証ができておりません。そういったところも踏まえまして、この辺、9月を過ぎまして10月なり11月にどれだけ、うれしい悲鳴といいますか、そのうれしさが具体的に出てくるかというのがちょっと予測できない部分がございます。今回、この機会に増額の補正をさせていただいた次第でございます。よろしくご理解のほど、お願いします。

○西田委員 別に悪いものが急に降ってきて補正予算というわけではないので目くじらは立てませんが、なるべく補正予算ってどういうものなんだということを考えたら、災害があつて今でないといふような、インフルエンザなんて、あれもそうでしょう、感染症の対策やし、コロナのワクチンもそうだけれども、ふるさと応援基金がそうかと言われたら、ちょっとまた種類が違ふと思ひますので、出したついでにこれもといふ形に何となく見えなくもないので、やっぱりよく吟味して補正予算の中身はつくってもら

いたいと思いますので、それは要望しておきます。お願いします。

インフルエンザですけど、これって、どこで聞いたか分からなくて、ごめんなさいね、高齢者は国の1つの施策かな、中学生とかにやるのは太子町独自の施策になるんですけど。

○堀内いきいき健康課長 先ほど部長のほうからも説明がありましたように、65歳以上の方につきましては大阪府の補助金を活用して無償化ということをしていただく予定をしております。中学3年生と高校3年生につきましては、限られた財源の中で、この冬、インフルエンザが流行するというお話が出てきております中で、富田林医師会とか近隣の市町村等で状況、足並みをそろえて、町独自で3千円の補助をさせていただき事業を考えて計上させていただいているところです。

○西田委員 では、中学3年生、高校3年生はコロナのいろんな交付金を活用してやっていて、本当に太子町の一般財源から出して子どもたちのためにということですかね。

○堀内いきいき健康課長 中学3年生と高校3年生の分につきましては、交付金等を使わずに町単独の費用でさせていただき予定をしております。

○西田委員 ありがとうございます。大いに外に向かって宣伝していきたいなと思います。ありがとうございます。

それと、ちゃんとしたところできっちり説明しないといけないと思うんです。全協で報告ということで、誰も、あれと思いながら何も言わなかったけれども、やっぱり公共交通の話、連絡箱に入っていましたけど、これだけ読んでおいてくださいという話ではないと思いますので、少し説明していただけますか。

○西本秘書政策課長 地域公共交通の。27日に、今、委員がおっしゃっていただきましたように連絡箱のほうにポスティングさせていただいております。そもそも9月16日の全員協議会のごときにご報告させていただきました内容の詳細版といいますか、その部分で27日にポスティングさせていただきました。16日には、今回、コミュニティバスが有償旅客運送登録期間の更新について期限が切れておった、それを把握せずに運転していたというところで、まずは全員協議会のごときにご報告させていただきました。その折には、しばらくの間、無料で運行させていただきという旨のご説明をさせていただいております。

実は、もうご覧になったかと思うんですけども、その27日に報道のほうにも提供させていただいております。準備が整い次第、できるだけ速やかに報道のほうにも周知

していくところがありましたので、そのときに議会が開かれておりませんでしたので
ポスティングという形でさせていただきました。そこはご容赦願います。

改めまして、そのポスティングの内容でございます。

コミュニティバスが大阪運輸支局のほうから自家用有償旅客運送者の有効登録期間、
簡単に言いますと、自家用として運行するに当たってお金を取る場合に大阪府運輸支局
の許可を取らないといけない。その許可を取っておったんですけれども、その有効期限
が切れておった。具体的に申しますと、令和2年5月28日から2年間、今年の5月2
8日まで取っておりました。その期限が切れているのを失念して運行しておったと。
その指摘を、今般、大阪運輸支局から受けまして、それが分かって、9月15日から
しばらくの間は無料の運行は可能だということで、支局との協議の中で、次の申請の許
可を得るまでの間、9月15日から無料の運行に切替えを行なわせていただいていると
いうことになります。

次の登録につきましては、先週の9月22日、新たな登録証の発行を受けましたので、
準備を含めまして、あさって10月1日から元の形の有償運行をさせていただくという
ふうな内容のポスティングになります。

あわせまして、期限のことを失念しておった5月29日から9月14日までの期間に
乗車されていた方については返金をさせていただくということで、今、その方法につい
て検討中というところでございます。

あと、今後のことになりますが、同じような事象が起こらないように、有効期限の管
理の徹底、それと、この有効期限を含めまして、事務手続きトータルの把握についてし
っかりと改めて認識して再発防止を図っていくというふうなことで思っております。

以上のような内容のご説明をポスティングでさせていただいております。事後になっ
て申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○西田委員 私なんかはバスを走らせるのであったら無料にしてほしいと言っていたから、
有償にしたほうが中々面倒くさいよと。運輸局とかいろんなどの許可も要るし、警
察もいろいろ言うてるし、無償だったら行きたいところにすぐ路線も変更できるし、
そのほうがいいのと違うのかなみたいなことを言っていたので、有償と無償の違いは分
かっているんですけれども、5月28日に切れると言って、その切れたのを知った、切
れていますよと大阪運輸支局から聞くまで全く思っていなかった、聞いて気がついたの
がいつなんですか。

- 西本秘書政策課長 9月13日になります。
- 西田委員 それからいろいろ説明はあったんですけども、報道機関、朝日新聞には載ってましたよね。報道機関に提供するまで時間があつたのはどうしてですか。
- 西本秘書政策課長 内容の整理をしておりまして。
- 西田委員 整理をするのであれば、この取扱いって、本当に乗車料金は皆さんに返金するんですか、一人ひとり。
- 西本秘書政策課長 返金ということで考えております。
- 西田委員 払った人にですよね。このとき乗って、福祉センターに行く人って元々無料やったのでその人は払わない。いや、でも、私はそこへ行く途中でちょっと降りたので、だから、それだけと違うんだと言ってもらう人がもしかしたらいるかもしれない、そういう区別もみんなつくんですか。
- 西本秘書政策課長 そのあたりについて、返金の仕方、確認の仕方は、今、検討しているところでありまして。
- 西田委員 それは中々難しいと思うんですけども、そうやって大阪運輸支局に怒られたかどうか知りませんが、切れているのに白タクをやっているではないかという話の中で、そんなことをしたときは、そういう方法で一人ひとりに返すというのが常識なんですかね。
- 西本秘書政策課長 そういう方法で返すことが常識というか、一般的かどうかというのは、ちょっと今、こちらのほうでは把握しておりません。
- 西田委員 こういうことはめったにない、あつたらいけないし、ないとは思うんですけども、ないこともないんでしょう。だから、運輸支局に、こんなときどうしたらいいんですかねとか、もうちょっと相談して、今、これは考えていますというのを私たちに示すよりも先にこういうふうにしようと。この返すというのは本当に前提なんですかね。もうちょっと丁寧な報告が、今こんなことがありました、大変なんですというときに伝えているのだったらまだわちゃわちゃしていても仕方ないかなと思うんですが、報道機関にもこれだけの期間があつて、一応、整理ができたという、これは整理ができたということになるんですか。本当に取扱いで返すの。この返すお金、大体何人乗ってどれぐらいなのか、これは公共交通会議の委員なのでそこにも書かせてもらいましたけど、幾らなのか。それで、お金を取つたらいけない期間、本当だったらお金をもらえるはずのところをもらえなくて、ある意味、私は無料がいいと思っているんですけど、無料では

駄目と言って、お金を取らないといけないという立場に立てば損をしてきたわけではないですか。白タクのとき、結局、幾らお金を取りはぐれることになったんですか。

○西本秘書政策課長 お金をお支払いいただいているのは、この期間、約9万円ぐらい。

○西田委員 無料の人も含んで。

○西本秘書政策課長 福祉センターのパスを利用されているとか、そういった方はそのパスを利用されていますので省いております。

○西田委員 だから、この9万円は無料にするまでの分なのか、5月28日から9月15日までが9万円なのか、今も無料で走っている、ここも含めて9万円なのかということ。

○西本秘書政策課長 今、約9万円と申し上げましたのは5月29日から9月15日の間にご利用されている部分になります。

○西田委員 1円も無駄にしてはいけないというところでいけば、これはお金をもらうということになっているのだから、少なくとも9月15日までで9万円、もらい損ねちゃって、その後、9月15日、16日からになるの、それでお金を取らなくなって、でも、それが10月1日まで続いているのであったら、ちょっと予測になるんだろうけど、そしたら、あと幾らもらい損ねることになるんですか。

○西本秘書政策課長 9万円をもらい損ねるというよりも、9万円を無料にするということでお返しするということになっております。

○西田委員 それは本当に、何かホワイトボードに書かないといけないのかなと思うんですけども、まあ言うたら、5月28日から9月15日は9万円、16日から今、もうちょっと、予測かもしれないけれども、9月30日までは幾ら損するというのを足し算するんですか、9万円ですかという算数を聞いているんですけど。

○西本秘書政策課長 9月15日以降の分につきましては今ちょっと算出中です。

○西田委員 少なくとも9万円以上になるということですよ。

○西本秘書政策課長 9万円以上にはならないかと思えます。（「足したら」の声あり）すみません、足したらなります。

○西田委員 これは町長、副町長でもよろしいのでしょうかね、この間、これに限らず、少し単位を間違えたりとかお金がどこに行っちゃったのかなとかいろいろ、何でこんなことが起こるんだということが続いているではないですか。これの原因はどこにあるんですか。私は、一方で、コロナでお休みすることもありますよね、職員さんが少ない体制の中で、ワクチンとかいろいろな仕事もしないといけないし、忙しさの中で、また4月

になって引継ぎでわちゃわちゃしている中で、いろんなことがちょっと雑になった中で出てきたのかなと思って、雑だからやっていいことでもないだろうから、そういう意味では、どういう状況がこういう小さな小さなミスを生み出して、それが重なっているか、また、これをどういうふうにして今後ないようにしていくかというようなまとめ方をしているんですかね。

○**小角政策総務部長** 委員のおっしゃられているとおり、今いろいろと問題が出てきているような現状です。

確かにコロナの関係で職員が疲弊している、土日も出ているという状況もございますし、忙しい課になればコロナに関係なく土日も出ている。異動等で引継ぎもしないといけない状況ではあるんですけれども、ただ、今までからずっと、小さなほころびという言葉が適当なのかどうか分からないのですが、それが若干あったのかなと。それが今、ちょっと表立ってきているというような状況になっているのかなというふうに個人的には思っています。それをどういうふうな形でやっていくか。そこに関しましては、個人個人で、また管理職が適切に指導していかなければならないことですし、職員一人ひとりが自覚するような形で、会議等、よくある政策会議などでもその辺の事務の手続きを徹底するようなことは具体的にはしています。ただ、それでも中々なっていないというのはまだ、忙しいということにかまけてちゃんとしていないという部分もあるのかなというふうには思うところはございます。その辺も徹底して管理、また指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**西田委員** 副町長も答えようとしてくれた。

○**齋藤副町長** 委員からもご指摘いただいていたとおり、例えば7月には生活保護費の紛失があったりとか、今回、9月にコミュニティバスの登録期間の更新の失念という形がありまして、この点につきましては本当に申し訳ございませんでした。

原因につきましては、それぞれ事案によってちょっと違うのかなというふうには思っております。生活保護費のほうにつきましては、正直、原因が盗難なのか、もしくは紛失なのか、その辺についてはまだ判明しておりませんので、いずれにしても、公金というか、生活保護費がなくなったということは事実でございますので、そういった現金の管理の在り方について、今後どのように適正に管理していけばいいのかについては、現在、しっかり対応について検討しているところでございます。

それから、コミュニティバスのほうにつきましては、これはいわゆる事務上のミスというところになるかと思えます。これについては、原因が何かというのは中々難しいところかなと。例えば引継ぎが十分ではなかったとか、そういったこともあるのかもしれませんが、その辺についても、まずは、現時点では報道発表させていただいたところですが、今後、例えば利用者の方への返金であるとか、そういった対応も出てくるかと思えますので、そういった対応をしながら、原因についてもしっかり究明しながら、こういったことが二度と起こらないように適切に事務をやっていきたいというふうには思っております。

○西田委員 保護費でいけば、盗難か紛失か分からないで、そこにいらっしゃる方は本当に気持ちがざわついていると思うんです。いろんなことを、部長でいけば個人的には思っているんですというのではなくて、やっぱりそれは共有して、管理職がほかの人に、自分の部下の人に伝えるにしたって、太子町としてどういう方針を持ってこういうふうにしていきましょかねということをもうちょっと丁寧に、集まって会議で方針を出せるのであったらやってもらわないと中々、議員が「これはどうなっているんだ」というのを言わないといけないぐらいに、何か事件が起こったらずっとそのまま行っちゃうというのは何となく落ち着かない話ではないですか。ミスは、あったらいけないけど、きっとゼロにはできないと思うけど、何かあったときにはそのミスを次のステップになるように、そのミスがあって、また皆が一丸となって頑張っていこう、ミスがないようにやっていこうと思えるように、もう少しちゃんと話し合っって伝えるというのもしっかりしていただきたいと思えますので、副町長になるんでしょうか、よろしく願います。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっと関連してよろしいですか。

先ほどこれはマスコミ報道でも、その期間のお金を返金するという表現で一応は流れておるんですけど、今の答弁だったら、返金方法を、今現在、検討しているということではよろしいんですか。

○齋藤副町長 基本的には返金する方向で、理事者としては返金したいというふうに思っております。ただ、具体的にどのような形で返金することができるのか。先ほどもご指摘がありましたように、利用者が分からないとかそういうこともあるかと思えますので、こういった形で返金できるのか、そういった方法について、これから検討していくという形になります。

○村井委員 では、私が考えるのは、新聞報道によると3か月半だったんですかね、3か月半、無償実証運行ってできないんですか。実証運行ですね。ご利用調査でもいいと思うんですけどね。実際、無償にしたらどれだけの利用があったのか、有償だったら9万円ですか、それ以上の見込みがあるのかないのかとかね。それだったら返金、返金は一応あるけど、そんなことはできないのかなというのとは。

○齋藤副町長 そうですね、ただいまご提案いただきましたように、例えば同じ期間、無償運行するというのもやり方としては、場合によっては、あるのかなとは思いますがけれども、ただ、5月29日から9月14日まで、この3か月半に実際にお金を払って乗られた方がいらっしゃいまして、その方から頂いたのが大体9万円程度というふうに想定しているんですけども、その9万円についてどのように返還することができるのかというところ、それをまずは第一に考えていくという形になるのかなと思います。

○村井委員 100円ということが出て、100円を返すのに職員人件費で幾らかかるんだみたいなのところも、いろいろネットでも書き込みで9万円を返すのに何百万円もかかるのと違うのかみたいなことを書いている方もいらっしゃいましたけど、やっぱりその辺もよく考えて、どういうふうにしたら、これからまた公共交通の1つのデータを取ったり、これもやっぱり1つ、ピンチをチャンスに捉えていくような感じで考えていかないといけないと思いますし。

ただ、私としては、ちょっとこれはどうなんだと思っているのは、前から私はよくホームページのことを言いますが、9月27日にプレス発表、マスコミに情報提供したと。住民さんにはそのマスコミを通じて伝えたという解釈でいいのか。ホームページで9月27日新着情報は「令和4年度たいしタウンミーティングを行います」「図書の寄付をお願いします」、太子みそづくり何やとって、まず、このことについて、今これが決まっている、今これを検討していますという情報を住民さんに提供する、お支払いしていただいた方に今こういう状況ですよとお伝えするのに、ホームページに一番最初に情報提供しないといけないと思うんですけど、その辺が、今現在でもそういうところが載っていないのは、マスコミに情報提供したからもういいと思っておられるのか、そうではないと思うんですけどね、正確に決まってから出そうとしているのか、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 一旦は広くというところでマスコミに提供させていただきました。引き続き、今回の事案についてホームページ等でも周知させていただくことを考えて

いきたいと考えております。

○村井委員 それでは、やっぱり住民さんの中の混乱というのが1つ、今、状況はこうなんだというところで、また、返金方法なり問合せのところがしっかりあったら、ここですよということで、太子町役場ですけど、あくまでもバスを運行している責任者として、利用者さんはお客様であって、そののしっかりとしたフォローの情報提供を、公共交通の1つ大きな役割を果たしているのです、そういう意識を持っていただいて、決まったことから情報は出していくということでホームページを活用すべきだと思いますし、その辺の検討もお願いしておきます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 季節性インフルエンザワクチン接種助成のことでちょっとお聞きしたいんですけども、65歳以上の方々の人数って何名ぐらいおられるんでしょうか、今回の助成の。

○堀内いきいき健康課長 今回、無償化対象の接種者として2千929人で予算のほうは計上させていただいております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○森田委員長 ないようでございますので、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○森田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○森田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時55分 閉会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 森 田 忠 彦